

沖縄県農作物種苗審議会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、沖縄県農作物種苗生産条例（令和4年沖縄県条例第18号）第10条の規定に基づき、沖縄県農作物種苗審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長）

第2条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席）

第4条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて、意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第5条 審議会の庶務は、農林水産部糖業農産課において処理する。

（補則）

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。